

目次

規則

- 職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則（産業人材対策課）
- 建設工事執行規則の一部を改正する規則（契約課）

告示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（同）
- 知事指定薬物の指定（薬務課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（森林整備課）
- 土地区画整理組合の理事についての届出（都市計画課）
- 都市計画事業の事業計画変更の認可（2件）（都市環境課）

公安委員会

- 警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費（警察本部留置管理課）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 10 号 職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 11 号 建設工事執行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則（平成12年宮城県規則第173号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第4条 [略]			第4条 [略]		
事由	減免期間	減免額	事由	減免期間	減免額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5 [略]	[略]	[略]	5 [略]	[略]	[略]
6 3人以上の子等(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第2条第3項に規定する子等という。以下同じ。)の生計を維持する者に生計を維持されている学生である場合	<u>(1) 申請の日の属する期が第1期の場合には、第1期及び第2期(申請の日が第1期の徴収期限後である場合には、第2期)</u> <u>(2) 申請の日の属する期が第2期の場合には、第2期。ただし、申請の日が第2期の徴収期限後である場合には、この限りでない。</u> <u>(3) 申請の日の属する期が第3期の場合には、第3期及び第4期(申請の日が第3期の徴収期限後である場合には、第4期)</u>	同			

	(4) <u>申請の日の属する期が第4期の場合には、第4期。ただし、申請の日が第4期の徴収期限後である場合には、この限りでない。</u>				
7 学生及びその生計を維持する者が、天災その他特別の事由により生活に困窮をきたし、授業料の納入が困難である場合	<p>(1) 申請の日の属する期が第1期の場合には、第1期及び第2期（申請の日が第1期の徴収期限後である場合には、第2期）</p> <p>(2) 申請の日の属する期が第2期の場合には、第2期。ただし、申請の日が第2期の徴収期限後である場合には、この限りでない。</p> <p>(3) 申請の日の属する期が第3期の場合には、第3期及び第4期（申請の日が第3期の徴収期限後である場合には、第4期）</p> <p>(4) 申請の日の属する期が第4期の場合には、第4期。ただし、</p>	<p>年額の4分の1に相当する額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額、年額の4分の1に相当する額の3分の2の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額又は年額の4分の1に相当する額の3分の1の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額</p>	6 学生及びその生計を維持する者が、天災その他特別の事由により生活に困窮をきたし、授業料の納入が困難である場合	<p>(1) 申請の日の属する期が第1期の場合には、第1期及び第2期（申請の日が第1期の徴収期限後である場合には、第2期）</p> <p>(2) 申請の日の属する期が第2期の場合には、第2期。ただし、申請の日が第2期の徴収期限後である場合には、この限りでない。</p> <p>(3) 申請の日の属する期が第3期の場合には、第3期及び第4期（申請の日が第3期の徴収期限後である場合には、第4期）</p> <p>(4) 申請の日の属する期が第4期の場合には、第4期。ただし、申請</p>	<p>年額の4分の1に相当する額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額、年額の4分の1に相当する額の3分の2の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額、年額の4分の1に相当する額の3分の1の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額又は年額の4分の1に相当する額の4分の1の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額</p>

申請の日が第4期の徴収期限後である場合には、この限りでない。

の日が第4期の徴収期限後である場合には、この限りでない。

第5条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 3人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている学生である場合 入学金の全額

(5) 入学の前年の1月から入学の日までの間に学生の生計を維持する者の死亡、事故又は病気による半年以上にわたる就労困難及び非自発的理由による失職等の理由により、収入が減少したため入学金の納入が困難な場合 入学金の全額、入学金の3分の2の額（100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）又は入学金の3分の1の額（100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）

（申請及び承認）

第6条 [略]

2 校長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その承認の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合において、第4条の表7の項及び前条第

第5条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 学生（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第10条第2項第3号イ（1）に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族である学生に限る。）及びその生計を維持する者について、地方税法の規定により当該年度の前年度に納付すべき市町村民税の所得割額の合計額が5万1,300円以上15万4,500円未満である場合 入学金の4分の1の額（100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）

(5) 入学の前年の1月から入学の日までの間に学生の生計を維持する者の死亡、事故又は病気による半年以上にわたる就労困難及び非自発的理由による失職等の理由により、収入が減少したため入学金の納入が困難な場合 入学金の全額、入学金の3分の2の額（100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）、入学金の3分の1の額（100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）又は入学金の4分の1の額（100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）

（申請及び承認）

第6条 [略]

2 校長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その承認の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合において、第4条の表6の項及び第5条

5号に規定する事由による授業料又は入学金の減免を承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 [略]

第4号に規定する事由による授業料又は入学金の減免を承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(見積期間)</p> <p>第7条の2 入札公告及び前条第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第5条の9第1項</u>に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。</p>	<p>(見積期間)</p> <p>第7条の2 入札公告及び前条第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第6条第1項</u>に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第112号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年3月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
0450700612	ぴっぴ名取 名取市増田1丁目13-1	放課後等デイサービス	株式会社ひよこグループ	令和7年7月31日
0452405228	アイキャンキッズおおくま 亶理郡亶理町逢隈田沢字早川77-1 2F	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社アイキャン	令和7年8月31日
0450800065	リッキーガーデン角田 角田市横倉字卯ノ崎94-17	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	株式会社ミツイ	令和7年10月31日
0451400311	児童発達支援・放課後等デイサービス ピース 東松島市赤井字台56-1	児童発達支援・放課後等デイサービス	一般社団法人星樹会	令和7年11月1日

宮城県告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
0411300288	ウエック築館ケアステーション 栗原市築館照越永平 77-1	居宅介護・重度訪問介護	株式会社ウェルシスパートナーズ	令和 7 年 5 月 31 日
0411300551	グループホームチャレンジド岩ヶ崎 栗原市栗駒岩ヶ崎神南 50	短期入所	株式会社リツワ	令和 7 年 5 月 31 日
0411200660	ショートステイおとま〜る 登米市登米町寺池桜小路 96 番地 3	短期入所	特定非営利活動法人奏海の杜	令和 7 年 6 月 30 日
0413500059	千優訪問介護事務所 牡鹿郡女川町浦宿浜字門前 31 番地 1	居宅介護	株式会社幸和スプレード	令和 7 年 8 月 31 日
0412700254	愛心ヘルプサービス大富 富谷市富谷西沢 17 番 8 号	行動援護	株式会社愛心ヘルプサービス	令和 7 年 9 月 30 日
0420300162	愛さんさんグループホーム塩釜 塩竈市本町 12-5	共同生活援助	愛さんさん宅食株式会社	令和 7 年 9 月 30 日
0421500786	グループホームぼーのぼーの 大崎市鹿島台船越字沖鍋田 80	共同生活援助	社会福祉法人チャレンジドらいふ	令和 7 年 9 月 30 日
0422700641	こはく 黒川郡大和町もみじヶ丘一丁 35-9	共同生活援助	一般社団法人はびねすの羽根	令和 7 年 9 月 30 日
0410200448	ニチイケアセンター石巻 石巻市美園 3 丁目 3 番地 3	同行援護	株式会社ニチイ学館	令和 7 年 12 月 31 日
0411500341	ニチイケアセンター古川 大崎市古川福沼 1-14-35	同行援護	株式会社ニチイ学館	令和 7 年 12 月 31 日
0412700072	特別養護老人ホーム杜の風 富谷市富谷桜田 1 番地の 11	短期入所	社会福祉法人永楽会	令和 8 年 1 月 31 日

0412700288	特別養護老人ホーム郷和荘 黒川郡大郷町大松沢字鶴田山 36- 2	短期入所	社会福祉法人 永楽会	令和8年1月31 日
------------	--	------	---------------	---------------

宮城県告示第114号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第13条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンズイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1SB-LSD）
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びそれらの塩類（通称名：3C1-PCP、3-Chloro-PCP）
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名：2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP）
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシレート及びその塩類（通称名：Isopropoxate）

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が生ずる日

令和8年3月6日

宮城県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年3月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第116号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和8年3月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 組合の名称
名取市増田西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名取市手倉田字諏訪268番地の1

- 3 届出の内容
理事に就任した者

氏 名	住 所
今 野 智	名取市手倉田字堰根552番地
今 野 大 介	名取市手倉田字諏訪271番地
今 野 博 幸	名取市手倉田字諏訪268番地の1
渋 谷 勝 義	名取市箱塚一丁目2番45号
高 橋 彰 夫	名取市手倉田字八幡9番地
今 野 裕 章	名取市田高字神明10番地
星 武 宏	名取市手倉田字八幡496番地
渡 邊 一 哲	名取市手倉田字諏訪272番地

宮城県告示第 117 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

大河原町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙南広域都市計画下水道事業

(2) 名称

大河原町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 52 年 2 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「昭和 52 年 2 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県告示第 118 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

名取市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

(2) 名称

名取市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

「昭和 51 年 1 月 16 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「昭和 51 年 1 月 16 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

宮城県公安委員会告示第20号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

なお、これに伴い、令和7年宮城県公安委員会告示第17号は廃止する。

令和8年3月6日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は一食540円（消費税を含む。）までとする。ただし、疾病その他特別の事由があるときは、警察本部長は一食573円（消費税を含む。）まで増額することができる。